

## § 9 自由意志の問題 (その 2)

- ・ コニー&サイダー『形而上学レッスン』小山虎訳、春秋社、「第六章、自由意志と決定論」
- ・ 門脇俊介+野矢茂樹 編・監修『自由と行為の哲学』春秋社
- ・ ‘Compatibilism’ in the Web Dictionary “Stanford Encyclopedia of Philosophy“

### 1、意志決定が自由であるとはどういうことか？

#### (1) 量子論サイコロの思考実験

(2) 意志決定が自由であるためには、因果的に決定されていないことに加えて、何が必要なのだろうか？

■ サイダーによる「自由な行為」の定義の考察

■ サールによる自由意志の理解

前回ここまで

### 2 フランクファートの自由意志論

#### (1) 「選択可能性」がなくても、道徳的責任はありうる。

(フランクファート「**選択可能性と道徳的責任**」 ‘Alternate Possibility and Moral Responsibility’ 『自由と行為の哲学』春秋社) 他行為可能性

「**選択可能性原理**」＝「ある人格について、その人が自分のなしたことに関して道徳的責任があるのは、彼が別のことも成し得た場合のみなのである」 81

＝「そうせざるを得ない事情がもしあったのであれば、その行為を遂行したことに、人格はいかなる道徳的責任も追わない、つまり彼は許されるべきだ」 95

**フランクファートはこの「選択可能性原理」(他行為可能性原理)を批判する。**

「ある事情の下で、誰かがある行為をするのに十分な条件が整っており、それゆえ、その人格には別のことができないようになっていながら、実際にはその事情が彼の行為を強いているわけでもなければ、いかなる仕方でも引き起こしていない、そのようなばあいがあるかもしれない。」 83

**事例 1**：「ジョーンズがある行為 A をしようと決めている。ところが、ジョーンズは行為 A をするように脅迫されたとしよう。」

(1) このとき、ジョーンズ 1 が脅迫には屈しない人であったとすると、脅迫はなかったのも同じであり、ジョーンズ 1 が A をなしたことは彼の自由であり、彼の責任であることになる。

(2) しかし、もしジョーンズ2が脅迫に全く弱い人物であるとする、Aをなしたのは、あらかじめ決めていたからではなく、脅迫のためであることになり、ジョーンズ2がAをなしたことは、彼の自由ではなく、彼の責任は無いことになる。

(3) ジョーンズ3が上の中間の脅迫の影響をうける人物であるとする、どうなるだろうか。彼は脅迫にそむくことはできないが、しかし彼がなしたのは、彼がそれを意図したからである。

この場合、選択可能性原理の反例になっている。(もちろん、この場合にも、懲罰を受け入れてでもAをしないという可能性がある、選択可能性があるという反論が可能である。)

(4) ジョーンズ4はAをすることに決めたが、ブラックはジョーンズ4がAをすることを望んでいる。そしてもしジョーンズ4がAをするつもりがないなら、ブラックは効果的な手段を用いて、ブラックがジョーンズ4にやらせたいことを確実にジョーンズ4が決意し実行するようする。たとえば、催眠術をかけるとか、脳と神経システムの微細なプロセスを操るとか、するのである。しかし、ジョーンズ4は、自らAをすることにきめたとしよう。

この場合、ジョーンズ4が行為について負う道徳的責任は、ブラックがなにも準備していなかった場合と同じである。この場合、ジョーンズ4には選択の可能性はなかったが、道徳的責任はある。

「ある行為を遂行するという以外の選択肢がなかったものの、別のことはなしえなかったからという理由でそれを遂行したのではなかったならば、その人格は、たとえ別のことを為すことができたとしても、正確に同じ行為を遂行していたことだろう。」94

フランクファートは、「責任」について次のように語る。

「別のことは成し得なかったということだけが理由でそうしたのであれば、人格は自分の為したことに責任がない」(97)

逆に言うと、他行為可能性がなかったとしても、他の理由でそうしたのであれば、その行為に道徳的な責任があるということになる。

## (2) 「二階の意欲」と「意志の自由」

(参考文献、フランクファート「意志の自由と人格という概念」近藤智彦訳、『自由と行為の哲学』門脇俊介、野矢茂樹編、春秋社)

will 意志 intention 意図、意思

直観 intuition 直感 feeling

#一階の欲求と二階の欲求の区別

一階の欲求(the first order desire)とは、対象や行為に対する欲求である

欲求を持っていてもそれを実現するとはかぎらないし、それと矛盾する欲求を同時に持つことも可能である。「意志」は、「実効的な欲求」(effective desire)であり、行為にいたる欲求である。

二階の欲求(the second order desire)には二種類ある。

①一階の欲求に対する欲求。

たとえば、医者が、麻薬中毒者を理解しようとして、麻薬への欲求を持ちたいと欲求するとき、彼は麻薬を欲求しているのではない。かれは麻薬への欲求を味わってみたいと思っているのである。

②一階の欲求がその人の意志[実効的な欲求]になることを欲する場合。彼はこれを「二階の意欲」(second-order volition, volition of the second order)と呼ぶ。

「不本意の中毒者」の例 110

不本意の中毒者は、互いに衝突する二つの一階の欲求を持っている。

「麻薬を摂取したい」という欲求

「麻薬を摂取するのを差し控えたい」という欲求

不本意の中毒者は、さらに次の二階の意欲を持つ。

「後者の欲求が、自分の意志を形成することを欲する」

しかし、不本意の中毒者は、中毒者であるので、麻薬を摂取したという欲求に勝てない。つまり、「麻薬を摂取したい」という一階の欲求が彼の意志となる。

フランクファートは、二階の意欲を持つものを「人格」(person)と呼ぶ。

### #行為の自由と意志の自由の定義

「行為の自由とは何かと言えば、それは（少なくとも大ざっぱには）人が欲していることをする自由のことである。したがって、それと類比的に考えると、ある人格が意志の自由を享受しているという言明は、（同じく大ざっぱには）彼には自分が欲したいと欲していることを欲する自由があるということを意味する。より正確には、彼には自分が意志したいと欲していることを意志する自由があるということ、あるいは、自分の欲する意志をもつ自由があるということの意味する。」(115f)

「人格が意志の自由を行使するのは、彼の意志が彼の二階の意欲に首尾よく一致している限りにおいてである。そして、この自由を持っていない人格がその欠落に気づくのは、自分の意志と自分の二階の意欲の間の齟齬によって、あるいは、その一致が自分によるものではなく単なる幸運な偶然でしかないと気づくことによってである。不本意の中毒者の意志は、自由ではない。」(116)

### #自由と責任の関係

不本意な中毒者の意志は、この意味で自由ではない。しかし、彼には麻薬接種の責任がある。そこで、フランクファートは次のように言う。

「ある人格が自分のしたことに道徳的責任を負うのは、それをしたときに自分の意志が自由であった場合のみだというのは正しくない。自分の意志がまったく自由でなかったとしても、それをしたことに道徳的責任を負うことはありうるのである。」(121)

「不本意な中毒者」は、麻薬を摂取しないという選択可能性があると考えつつ麻薬を摂取するのであるから、その行為には責任がある。しかし、彼がそのときに麻薬を摂取するときに、上で定義した意味での意志の自由は成立していない。

つまり、フランクファートによれば、意志の自由の成立と道徳的責任の成立は、ずれている。

## # 自由と決定論の両立論

「自由意志についての私の考えは、決定論の問題に関しては、**中立的である**ように思われる。ある人格に欲したいと欲していることを欲する自由があるということが因果的に決定されているということは、想像可能であると思われる」(123)

「他方、ある人格が自分の欲している意志をもつ自由があるということが、偶然によって生じたということも想像可能であると思われる。」(124)

つまり、彼は決定論が正しいとは言わないが、しかし決定論が正しいとしても、それと意志の自由は両立可能であると主張する。

## ■ 自由論と決定論の非両立論と両立論

非両立論：

- ① **ハードな決定論**(hard determinism) (自由意志を否定して、全ての出来事が因果的に決定されているとする立場。(アインシュタイン、ホーキング))
- ② **自由尊重主義** (libertarianism) (自由意志を認めて、決定論を否定する立場。政治学でのリバタリアニズムとは別物です。) (インワーゲン、ロバート・ケイン)

両立論：フランクファート、ストローソン

=====

### ミニレポート課題

**1、「不本意な中毒者」の例に倣って、不本意な「忖度」者の事例をつくり、その場合の責任と意志の自由について説明してください。**

**2、今日の講義内容に関連して、できるだけ根源的な哲学的な問いを立ててください。**

=====